

四日市市上下水道局告示第 10 号

四日市市上下水道局公印規程（昭和 33 年水道局管理規程第 2 号）第 7 条の規定に基づき、電子計算機に記録した公印の印影を使用するので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 26 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

- 1 名称 四日市市上下水道事業管理者印
- 2 寸法 方 20 ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

令和 8 年度に交付する以下の証明書・通知書

(1) 電子計算機に記録した公印の印影を使用するもの

方 20 ミリメートル

水道使用証明書

水道料金・下水道使用料納付証明書

水道料金・下水道使用料変更通知書

水道中止証明書

(上下水道局管理部お客様センター)